

第41回上海IPG会合

日時 2009年7月16日(木)

場所 上海龍之夢麗晶大酒店4階Ballroom A

## 「上海 IPG ピックアップ講座」

### 上海 IPG ワーキング・グループ(WG)2008 年度活動報告

○石川 模倣品水際対策 WG 長を務めています YKK の石川と申します。よろしくお願いします。本日は、WG2008 年度の活動報告を簡単にご報告します。本日の内容は、模倣品水際対策 WG の取組み、中長期目標と活動ビジョン、活動方針、活動項目、活動成果、今後の課題という内容でお話をしたいと思います。

WG は 2005 年に設立され、メンバー企業は、2009 年 7 月 16 日現在休会のメンバーもいらっしゃいますが、30 社ほどが入会されております。いままでは WG 幹事、グループ長 1 名で活動しておりましたが、メンバー数も増えたということもあり去年からグループ長、副グループ長 2 名、現在 3 名が幹事として活動を行っています。

水際対策 WG の取組みですが、中国製模倣品の海外流出を防ぐために、税関との協力関係を構築することを取組み課題とし、活動しています。1 つ目は、中国税関における法規、条令などの制度及びインフラ体制の改善完備を進めていく。2 つ目は、各税関における制度運用の強化、改善、標準化を進めていく。3 つ目は、税関知財保護における日系企業の優先順位を向上する。これらを課題として掲げて取り組んでいます。

こちらのチャート「中長期目標と活動ビジョン」は、模倣品の流通に関し、税関に関わる部分で色々な業者が絡んでおります。それを図式化したものとなっていて、中国税関を中心にどう今後取り組んでいけば良いか、企業としてどう取り組んでいけば良いかを明確にし、これら課題に対しどう活動していくかを表したチャートになっています。特に検査の部分と処罰の部分に重点を置いて、今後活動していくかを考えています。

まず税関で差止めしなければなりませんが、検査で確実に見つけて、確実に押収するために、どう活動していくかが重要です。これは権利者からの情報提供の重要性を、我々権利者側も認識しておりますので、どう対応できるか、税関にとってどのような情報が有効であるかを、税関とのセミナー・対話会で継続的に議論を行い、より有用な情報を提供していくことを考えております。これは、権利者側から税関に対する取組みとなっております。

もう 1 点は、模倣品業者の再犯の防止、巧妙化への対応はどこの会社もたぶん頭を悩ませている部分かと思います。再犯が非常に多く、また模倣品の製造販売が巧妙化しており、どう対応していくか。これは、税関と水際 WG が一緒に研究会のようなものを発足させ、どのような対策が効果的なのかと一緒に検討していくことを考えております。このように活動ビジョンを掲げております。

ここからは 2008 年度の活動報告になりますが、活動方針の 1 つ目は中国税関総署との対話会を

定期的に開催して、問題点等の認識を共有し、個別の論点については議論を深めることで制度及び運用の具体的な改善を実現する。2つ目は、中国各地の税関との交流を継続し、運用面での情報共有を図るとともに、税関と日系企業との信頼関係を強化することで、日系企業案件の優先順位の向上を目指す。3つ目は、模倣品流通のグローバル化に対応するため、輸出先国、地域の権利者や税関との交流を図って、協力可能な事項について検討する。この3つを活動方針として掲げ、2008年度は活動を行いました。

実際の活動内容ですが、6つほど挙げております。模倣品水際対策WGの会合。税関セミナーの開催。税関との意見交換会の開催。世界税関機構(WCO)との交流。中華人民共和国知的財産権税関保護条令実施弁法の改正に対するパブコメ対応。活動ビジョンの検討、の6つを活動項目として報告させていただきます。1つ目の模倣品水際対策WGは、会合を年6回、この上海IPGの前日に行っています。その会合では、メンバー企業が水際対策をどのように行っているか、事例の紹介をいただいている。2008年度の実績でいきますと、パナソニックさん、トヨタさん、ソニーさんの事例を紹介していただきました。また「ASEAN税関の取組みと中国との連携の可能性」ということで、WCOの小田島さんにお話を伺いました。更に税関総署令170号についての検討会、税関保護条令実施弁法改正についての検討会を会合で行っております。

税関セミナーの開催は昨年多くの税関で行いました。深圳税関、南京税関、上海税関は2回。あとは南寧税関、昆明税関の5税関で6回セミナーを行いました。

税関との意見交換会の開催は、深圳税関、上海税関、金華税関、温州税関、そして税関総署と計5回の意見交換会を行いました。税関との意見交換会は、従来権利者側からの要望を一方的に伝えることに重視していた部分がありましたが、2008年度から思考を変え、税関がどのような業務を実際にどのように行っているのかなど不明な点がありましたので、その点について対話するよう、質問を投げかけ、お答えいただく形式で行いました。意見交換の内容としては、上海税関では情報提供する際にはどのように行ったら良いのか、写真の提供はしてくれるのか、ホワイトリストはどのように取り扱っているのか。深圳税関では、申請による差押えの運用実態の確認をしたり、押収品廃棄の状況の確認、処理結果通知の発行状況の確認を行いました。金華税関でも押収品の廃棄、刑事移送の実態の確認を意見交換会で行いました。

世界税関機構(WCO)との交流を、昨年12月に上海の税関大学で行いました。WCOの地域のワーキングショップということで、アジア、ASEAN地域の各税関から代表者が集まり、検討会が行なわれました。上海IPG、水際WGも時間をいただき、取組みについてお話ししました。

実施弁法改正のパブコメ対応。今年7月1日に施行されました中華人民共和国知的財産権税関保護条令の実施弁法について、昨年の10月に税関総署から私たち水際対策WGに対して、草案に

に対するパブコメの提供依頼がありました。水際対策 WG で意見聴取をして、最終的に 5 社から意見提供があり、模倣品水際対策 WG から 2008 年 10 月にパブコメを税関総署に対して提出させていただきました。それに基づき、今度は 2009 年 2 月に税関総署と実施弁法に関する対話会を開催いたしました。また 2009 年 3 月にこの WG 会合の中で、実施弁法に対する勉強会を開催しました。

つづきまして活動ビジョンの検討。こちらは IIPPF との連携に関わる部分ですが、IIPPF との連携を進める上で、両者間で中長期目標が設定されました。それに基づいて、模倣水際対策の現状の問題点を整理し、活動ビジョンとロードマップを検討、作成しました。活動ビジョンとしては先ほどもお話した部分ですが、検査で確実に見つけ、確実に押収する。再犯できなくする、抜け道を予防する。3 つ目に権利者の負担軽減、利便性の向上。これらを活動ビジョンとして掲げて進めていくということを話し合いました。また、その活動ビジョンに基づき、WG の活動方針も明確化しました。これは制度理解、情報収集、検査分析など、WG 内の活動を強化していく。税関総署及び重要税関との対話を積極的に恒常化していく。3 つ目は個別の課題について、税関総署及び重要税関との間での見解の統一を図る。これら 3 つを、活動方針として、進めていきます。

2009 年 4 月ということで実際には 2009 年度の活動になりますが、税関成果交流会を開催しました。こちらは税関総署、過去に税関セミナーを行った地方 10 税関、日本税関の方が集まり、意見交換会を行いました。この成果交流会では、各地方税関の代表者に税関での保護活動の成果・課題について発表いただき、今後の対応について検討しました。税関総署や地方税関の実際の担当者が集まり、率直な意見を直接聞くことができまして、課題・問題点が明らかになったと思っております。

その中で、税関側から権利者にどのような要請事項があったか何点かご説明させていただきます。1 つ目は、税関登録情報を随時更新してください。登録内容が変わることがあるかと思いますが、積極的に更新してくださいという要望がありました。またリスク分析に使用できる情報の提供。税関側も当然差止めたいけれども、情報があまりない状況ですので、権利者側からの情報提供の要望がありました。また私たち権利者にとってはありがたいことですが、税関セミナー、情報交換による交流の強化を図っていきたい、という話もございました。他には、きちんと対応しなければならない部分ですが、税関が発行した通知書に積極的に対応してくださいとのこと。例えば、差止点数が少ないから差止めしないということはやめてほしいという内容です。最後にライセンス状況の把握をきちんと行ってください。これはホワイトリストに登録してほしいということだと思います。このような要請が実際に税関側からありました。

最後にまとめとして、2008 年度の活動成果として、1 つ目は関連法規制度運用への理解が深まりました。2 つ目は、課題、論点に関する税関との対話機会が増加し、内容も深まったと考えて

おります。3つ目は、税関からの認知度向上及び重点税関との関係強化を図ることができました。これは上海税関、深圳税関、温州税関と意見交換会を行い、関係が強化されました。4つ目は、国際的交流関係の創出。大げさな部分はありますが、WCO、日本税関、ASEAN 等の他国の税関との関係も構築できたのではないかと考えております。5つ目は、ビジョンの明確化。これは IIPPF との連携に関わる部分で、原点を見直すということでビジョンを明確化することができました。

ただ、まだまだ足りない部分があります。今後の課題として、1つ目は中長期的なビジョン、戦略性の明確化。単発の年度ごとのビジョン、戦略、方針はある程度明確にはなってきたと思いますが、もう少し中長期的なビジョン、戦略性を今後明確にしていく必要があるのではないかと考えています。2つ目は情報収集、調査、実態分析のさらなる向上。いままでは情報収集をしても分析が足りなかった部分がありましたので、分析について今後きちんと対応していく必要があるのではないかと考えております。3つ目は、セミナー、意見交換会を、今まで開催してきておりますが、その実際の効果・検証を行っていく必要があるのではないかと考えております。ただ、やって終わりというわけではなく、実際にどのような成果に結び付いたかを効果・検証していく必要があるのではないか。それに基づき、今後どのように意見交換会を開催すれば良いか、有効活用ができるような形で進めていければと考えております。

以上、簡単ではありますが、水際対策 WG の活動報告とさせていただきます。ありがとうございました。

○司会 質問は、報告が終わってからまとめて頂戴することにします。

続きまして、自動車・自動車部品 WG 長、ホンダの加藤様よろしくお願ひします。

○加藤 皆さん、こんにちは。自動車・自動車部品 WG のグループリーダーを務めていますホンダ中国の加藤です。本日は、WG の活動の紹介ということで進めさせていただきます。

まず WG の紹介を簡単にします。成立が 2007 年 7 月。メンバーは現在 8 社ございます。旭硝子さん、いすゞさん、KYB さん、デンソーさん、トヨタさん、日産さん、マツダさん、そして弊社です。

最初に、自動車・自動車部品を取りまく知財問題を簡単に紹介いたします。まず最初に模倣部品の問題があります。自動車の部品といいますのは 2 万から 3 万点ほどありますが、中国ではおそらくそのほとんどが模倣されていると言っても過言ではないかと思います。その中で、ご覧のようなオイルフィルター、ブレーキパット、クラッチ類、油脂類といったものの模倣品が特に多くなっています。模倣品の中には、車の安全性、性能に直接関わる重要部品がたくさんあります。ご覧の写真は、自動車工業会が耐久性試験を行った様子で、左側の偽造品のほうは途中で発火しまして、ブレーキが利かなくなってしまった状況です。これが実際に使われている場ですと、大事故につ

ながる心配がありますので、こういったところを消費者への啓蒙とか当局との意見交換の場で積極的にPRしています。

2つ目は、部品市場の不正看板の問題があります。中国では、部品の販売店が集まる部品市場というものが非常にたくさんあります。そこで販売店ではご覧のような各社のブランド、社名が付されている看板が非常にたくさんあります。一般的には、正規品、純正品というの車の正規の販売店でしか基本的には入手することができませんが、こういった看板がありますとお客様が間違って模倣部品を購入してしまうことになりますので、これも大きな問題と捉えています。

車自体の外観コピーの問題もあります。ご覧のものは、4月に行われました上海モーターショーで、ヨーロッパのメーカーの模倣品をピックアップしたものですが、弊社も実際に同じような問題を抱えており、おそらくほかの日系メーカーさんも同じ問題を抱えているかと思います。以上のような問題を踏まえまして、WGの目的ということを設定しました。

本WGは、中国における模倣部品問題、その他自動車及び自動車部品に関する知的財産問題に取り組むことによって、品質に保障がない知的財産権侵害品から中国消費者を保護すること。さらには、中国の国策である自動車産業自主ブランドの健全な育成に資する知的財産制度の発展への貢献に努力することを目的とする。要約しますと、模倣品の問題あるいは知的財産権、その他の知的財産権問題に取り組みまして、中国のお客様を保護し、さらに中国の知的財産制度の発展の貢献に努力するという内容になっております。活動の中で、当局との意見交換で一時的に運用の改善というものをお願いするシーンというのがありますが、こういったものも最終的には中国の知財制度の発展に貢献すると考えております。

昨年から来年までの3年間を中期というふうに捉えまして、中期計画というものを設定しております。先ほど見ていただきました自動車の模倣というのもありますが、まずは自動車部品の模倣問題に特化しまして、また地域的にも江蘇、浙江、広東が非常に模倣部品が多いので、そこを重点3省として活動を行うことにしております。具体的な活動はご覧のような5つの項目がありまして、中期の3年間で達成したい努力目標というのをそれぞれ設定しております。2008年度は準備、トライという段階で進めております。

ここからが2008年度の活動になりますが、先ほどの5つの項目ごとに簡単に活動内容を紹介します。最初の侵害実態の把握は、上にある1から3の3種類の活動を行いました。このうち、2つ目の広東省7都市での模倣部品の工場、販売店、倉庫、印刷業者の調査を下のほうに簡単に紹介していますが、なかなかこういう情報というのは、通常ですと調査会社からの単発的な情報によってしか知ることができませんが、今回広東省の中で比較的包括的な調査を行うことができましたので、地理的な傾向というのがわかったのが成果としてひとつあるかと思います。

2つ目は、消費者への啓蒙活動というものを 2つほど実施しました。広州モーターショーを昨年 11 月、消費者保護で 3 月に無錫市でこのイベントに参加したというのがありますが、下のほうで紹介しているのは広州モーターショーでの啓蒙活動の様子です。広州モーターショーというのは、北京モーターショー、上海モーターショーに続いて、中国では 3 番目に大きなモーターショーになっていまして、その中で偽物、本物の部品の展示や啓蒙パンフ、ポスターによる説明、あるいは啓蒙ビデオを放映して危険性を訴える活動を行いまして、直接車のユーザーにアピールする機会がなかなかないものですから、こういったことは非常に貴重な機会だと認識しております。

このモーターショーで、車を実際に運転されている方を対象にしてアンケート調査というのを行いました。模倣部品に対して、どういう認識を持っているかということの確認が目的ですが、結果を 2 つほど紹介します。左側では、部品を交換する際に、メーカーが運営している 4S 店以外の所に行って交換する人を対象にして、「その部品は本物だと思いますか」という質問に対しては、71% の人が「本物である」と回答していまして、実際は一部横流れ品で本物が売られている場合もありますが、ほとんどが偽物という現状ですので、誤解をしていることがわかるかと思います。右側は、実際に模倣品を意図的に知っていて、あるいは誤解をして使った人に対して、「車に不具合がありましたか」という質問に対しては、3 人に 1 人の割合で何かしらの不具合があるというような結果が出ております。中には、ブレーキが利かなくなったりという回答もありますし、非常に危険な状況を確認することができました。こういったものを次回の啓蒙活動や、当局との意見交換会の中で活用していくことにしております。

3 つ目は、行政機関への働きかけ。再犯者の対応、不正看板の摘発というところでは、重点 3 省の TSB、AIC に対して意見交換を行いまして、積極的な取組みの要請をしております。その中で、下にあるのは江蘇省との意見交換の様子ですが、要請に対して AIC のほうはかなり前向きな回答を得ておりますし、看板の摘発などはそのあとにやってくれたりという成果が出ております。江蘇省の TSB への働きかけの成果ということでご紹介いたしますと、今年度の成果ということになりますが、5 月に江蘇省の TSB が自主的にブラックリストの対象の業者を呼んで、知財の勉強会を行ったという内容です。公安とか高級人民法院、TSB の人は知財権の問題や刑事処分などについて説明を行い、最後に参加者に対して一種の誓約書に調印をさせたということで、その中身にも知財関連法の法律を遵守しますという内容が入っていますので、再犯防止につながる効果的な 1 つの成果ではないかと思っております。

簡単ですが昨年度の活動報告で、冒頭に説明しましたように同じ内容については今年度、来年度と引き続き実施する予定です。昨年度の実績を今年度はさらに本格実施をいたしまして、実際の目に見える成果というのも意識して拡大して展開していきたいと思っております。私の説明は

以上でございます。ご清聴ありがとうございました。

○司会 加藤様ありがとうございました。

続きまして、事務機消耗品 WG の活動報告を松島様にお願いします。

○松島 皆さん、こんにちは。事務機消耗品 WG リーダーのコニカミノルタの松島です。今日の私の話は 2008 年度の活動ということで、正確に申しますと、今までの活動報告ということになります。話の内容は、ここに書いてある 4 点です。

まず、事務機消耗品 WG の概要です。メンバー企業は 5 社、エプソンさん、キヤノンさん、弊社、シャープさん、ブラザーさんで、立上げの時期が 2007 年 8 月です。結成までの経緯です。まず最初に事務機ビジネスの概要ですが、機械本体、複合機、これは MFP と称していますが、それとプリンターがメインの商品になりまして、この販売。機械本体を販売したあと、保守、メンテナンスサービス並びに赤で書いてある消耗品、トナーカートリッジ、各種ソリューションの提供。2 つ目のトナーカートリッジ利益率が高くて、いちばんの儲けの柱である。

市場に流通している消耗品の内訳ですが、新製品、純正品とも言いますが、横流れ品、互換品、並びにいちばんの問題の模倣品、偽造品です。問題点はここに書いてありますように、互換品、模倣品及び横流れ品の流通による新製品の蚕食等。横流れ品は大した量ではないです。対策は、モグラ叩きの様相。口で申し上げているだけでなく、データでお示しいたします。私の業界団体の JBMIA が某調査会社を使って調べたデータですが、これが全体の消耗品の販売量で、2010 年は予想になっています。プリンター用のトナーと MFP 用のトナーは違いますが、プリンター用のトナーのデータしかありませんので、これで市場の大体の様子をつかんでいただければと思います。濃い青が純正品です。横流れ品は少なくて、互換メーカー品、偽造品。これが 100% グラフです。純正品の比率、互換品、模倣品と、ザックリ言って純正品が大体 4 割、互換品、模倣品で 6 割という状況になっています。

対策と効果ということで、弊社の社内データなのでいろいろありますが、縦軸がペーパーボリューム、横軸が時間になっています。ある特定商品の販売台数が出ますので、これが想定される、売った台数で出てくる理想的なペーパーボリュームに応じて消耗品の量が決まってまいりますので、それに対してこれが平均した実際の消耗品の流通量。少し出たり引っ込んだりとありますが、均らしていくところとなる。赤の線に対して、青の線が実際の線になっていますので、この乖離が先ほど申し上げた模倣品、互換品、アフターマーケット品で蚕食されている量になってきます。赤のピークに対して、これは当局の取締をやったとの結果で、若干改善が見られるかどうか。ここら辺が議論の大きいところですが、こんな状況で推移しています。こんな状況の中で、1 社ではできないことを関係する会社が結集して実行する。そういう趣旨のもとで、事務機消耗品 WG

が結成されました。

具体的には何をやるか。基本スタンスとして、モグラ叩き的な戦略から戦略的な対策への足掛かりです。思想を持った調査と対策の実行。ともすれば、いままではこの対策ばかりをやっていまして、調査を十分にやっていない。病気に例えれば、治療をやる前にきちんと診断をする。それをやって、治療を行うという状況で進んでおります。

いままでの活動と成果ですが、何をやったのかといいますと、まず展示会調査。リチャイナという展示会が上海で毎年開催されていますが、ここに書いているように互換品及び組立品用のいろいろなメーカーが集まって、事務機消耗品の一切合切を展示する展示会が行われています。毎年1回ですので、過去2回調査しました。上海市の延安西路の展覧中心で毎年行われています。出展企業が400社ぐらいあります。今年はポートの大きな展示場で開催されるという話を聞いています。これが展示会の様子で、いろいろ出展されています。ここに書いてあるように、まさに消耗品の百貨店、何でも揃う。ここに行けば会社が作れると。パーツから充填機から何でもありますので、お金さえ持つていけばすべてここで揃えられます。これはトナーカートリッジに入っているICチップですが、これも売っている。これは充填機で生産するための機械ですが、これまできちんと売っている。こんな状況ですので、この中にいろいろな会社があります。

この展示会は2回調査しましたので、得られたデータを精査検討しまして、ある仮説を作りました。どういうものかと申しますと、トナーの製造会社が最上位に位置する消耗品のサプライチェーン、ネットワークが存在するのではないかという仮説をまず構築して、次にトナーの流通実態を調査する。これをいま実行しております。ここに書いてあるように「トナーフローティング調査」ということで、お手元の資料の中に抜粋版が導入されていますので、あとでご覧になつていただければと思います。体系的な調査、具体的にはフェーズI、II、IIIに分けました。フェーズI、IIはもう終わっております。フェーズIIIに関しては、2009年度のプランをいま立てているところです。

では、フェーズIは何をやったか。リチャイナの出展企業の中に、キーパースと言われているトナー、黒い粉ですが、これを供給している江北省の大きな会社がありまして、ここにターゲットを当てて、その取引先を徹底的に洗い出す。平行して、洗い出した取引先企業の活動を調査する。これが調査した結果です。ここにトナーの工場がありまして、ここから作られたものはこういうふうに出ていっています。これが作られたトナーの内訳で、これが偽物。これがその疑いが高いもの。これが互換品ですから、ここら辺が大体我々に対して悪影響がある部分です。これが出荷先の地域別、これが企業別になっています。この中でフェーズIで洗い出した取引先企業の中からターゲット企業、少し臭いというか、ここは叩いたほうがよかろうという所を洗い出し、

さらにその活動を詳細に調査します。これが冒企業の、さらにその下のサプライチェーンになっています。表向きは互換品。これは合法の部分がありまして、オウンブランドと言って自分のブランドで売っていますが、末端で模倣品を製造・販売している。赤で書いたところが問題のところです。これから言えることは、分業化、巧妙化が図られている。

成果としては、先ほど申し上げた流通実態に関し、仮説の一部であるが立証されました。これは調査結果を公表の予定です。今日は「未定」と書いてありますが、一応抜粋版が入っています。

課題と今後の活動です。先ほど分業化、巧妙化と申しましたが、まだ流通実態の全容を解明するには全然ほど遠い状況です。然るにフェーズⅢとしまして、トナーラウンド実態調査の継続。今まで調査会社を主体にやっていたのですが、法的論点が薄いところがありまして、今度は弁護士を巻き込みまして、対策を打ちながら調査を行う。では、この「対策を打ちながら」というのは何ですかと。申し上げますと、結局証拠固めです。サプライチェーンと同じで、エビデンスチェーンがないと、いかようにもならない。これをやるために、明日も活動をやりますが、この話合いをやる状況です。

○司会 ありがとうございました。時間が若干ありますので、いまご発表いただいた3つのWGのご報告に対して、ご意見、ご質問等がある方は挙手の上、まず社名とご氏名をいただければと思います。どなたか、ご質問等はありませんか。特にないようですので、これでピックアップ講座は終了とさせていただきます。このあと、全体会合を3時から開始とさせていただきます。それまで休憩時間です。WGのグループリーダーの皆様、ありがとうございました。

(休憩)

## 「上海IPG全体会合」

### 第1部 各種承認・連絡事項

○司会 本日は、非常に配布物等が多くなっております。お持ち帰り等大変な面もあると思いますが、ご容赦いただければと思います。

配布物の中で、冊子を5つほどお配りしています。そのうち4つが、ジェトロで実施している特許庁委託事業等の冊子です。1つが、本日ご講演いただく華誠法律事務所様の書籍及びパンフレットです。お手元にない方がいらっしゃいましたら、後ほど事務局にお伝えください。

それから、IPG活動とは関係ないのですが、配布資料の中に「2009年度在アジア日系企業活動実態調査（登録依頼）」を入れています。こちらはジェトロの他部門が毎年実施している企業向けの調査に係るアンケートです。是非ともご協力ください。お持ち帰りいただいて、ご対応いただけようでしたらご担当者からご連絡をいただければと存じます。

最後にアンケートをお配りしています。こちらの項目は非常に少ないので、できるだけ今日の帰りまでにご記入いただいて、事務局にご提出いただければと思います。

議事に従って、連絡事項から始めます。最初に、今回新規の運営幹事が 1 人いらしてますのでご紹介します。シャチハタの山田様です。

○山田 皆さん、こんにちは。ただいまご紹介に預かりましたシャチハタの山田でございます。本当は幹事に、今年の 1 月から選出いただいておりますが、私が営業ということもありまして、出張も多く、この 7 月までご挨拶を申し上げるのが延びてしまいまして、誠に申し訳ありません。

シャチハタというと、皆さん日本でよくハンコでご存じいただいているのですが、海外では筆記具、マーカー類、工場の現場では TAT という、工業用のインクを製造ロットナンバーや消費期限表示の用途で幅広く、自動車業界、電気機器業界でお使いいただけております。

それに沿った形で、中国でも展開させていただいておりますが、日本で皆さんご存じのハンコは、上海でもつくっております。また、上海のほうでは、いわゆる中国の独特の字体でおつくりするようなこともしておりますので、日本などで幅広くお使いいただき当たり前のようにお持ちいただいているご自分のお名前のハンコ “いわゆるネーム 9” という承認印及びその補充インキカートリッジ、贈答用のネームペンなどもとりそろえております。ネームペンに関しては、パークーさんと提携したものも最近発売開始し、中国の皆様にご愛顧いただけるよう努力しております。自社の宣伝のようなご挨拶になり誠に申し訳ありません。偽造品の摘発に関しては、この上海 IPG のお力を借りし、また、勉強させていただき、諦めず地道に進めて生きたいと思っております。今後とも何卒宜しくお願ひいたします。

○司会 山田様ありがとうございました。続きまして、新規メンバー皆様よりご挨拶を頂戴します。

(テープ交換)

○秋山 ゼブラは日本文具協会の中に位置しております、その中の活動も、カタログ収集をやったり、展示会の摘発をやったり企業間連携による摘発を実施しています。展示会の摘発も、今回の上海の見本市でやっております。

世界三大見本市と言われています、アメリカのシッパ、フランクフルトメッセ、それと日本で開催しています ISOT というものがあります。この ISOT 開催期間中、会場内での侵害品摘発を主催者と協力して実施しております。中国における冒認意匠の監視活動企業は、14 社参加しております。当社は中国における権利侵害、特にデットコピー製造工場の摘発活動は地域集中方式をし、可能な限り同業者連携での活動を進めています。また、この活動に参加をさせていただきながら、日本企業間同士あるいは他業界の方々と連携を取りながら、別の対策等を考えながら、進めてま

いりたいと思います。この上海IPGへの日本文具企業参加社が既に6社となり、今後文具企業との連携によるWG発足も可能ではないかと考えています。どうぞよろしくお願ひいたします。

○司会 ありがとうございました。申し上げにくいのですが、化粧品のWGは10社ありますので、あと4社ほどご加入いただければと思います。

ヤンマーの寺川様はまだお越しになつていないので、ペガサスミシンの福岡様お出ましいただけますでしょうか。

○福岡 皆様、こんにちは。ペガサスミシンのフクオカと申します。今回より我々も参加させていただきます。それで、我々の業界、ミシンと言いますと、洋服を作るための機械、皆さんのが身につけられるものを縫製している機械になります。

この機械（ミシン）は、非常に偽物が多く、またミシンをつくる部品及び消耗部品なども、非常に偽物が多いです。こういう状況の中で、かなり苦戦させられております。そんな中で、私は営業系ですが、営業の目線から、またものを言わせてもらいたいと思います。

本社のほう知財課があり、また天津の会社にもそういう偽者対策関係に携わっている者も居ります。関係者で協力して、今後また皆様とご協力させてもらった上で、いろいろな成果を出していきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○司会 続きまして、アルテコの中川様お願いします。

○中川 アルテコの中川と申します。私どもは、中国で製造いたしました接着剤を、中国国内と海外に販売を致しております。今まで独自に模倣品に対する取組みを行つて参りましたが、今回上海IPGに参加させていただくことにより、皆様のお知恵と、情報等をいただきながら、一層の模倣品への取組みを強化していきたいと考えております。これからもよろしくお願ひいたします。

○司会 最後になりますが、富士ゼロックスの錢様お願いします。

○錢 皆さん、こんにちは。錢と申します。富士ゼロックスに勤めており、ホームディレクタを担当しています。本社は富士フィルムとゼロックスの合弁企業でございます。多国籍企業なので、多様文化に富んでいます。だから、今まで4年間も富士ゼロックスにおりますが、日本語をしゃべれません。

いまのインターパリタにお願いします。富士ゼロックスで働くことは別として、私は上海市の法律顧問協会理事、上海市の仲裁委員会の委員です。松島さんから絶大なる協力をいただきまして、この度上海IPGに参加できました。皆様には、本人へのご用命をいただければ幸いに存じます。どうもありがとうございました。

○司会 続いて、昨年度3月に行われた中国語での勉強会、3月には成果の確認ということで、事務局で試験を用意させていただきまして、20数名に受験していただきました。今日は、こちら

で上位 5 名をご紹介させていただくとともに、第 1 位の YKK の易様には、表彰状をご用意しておりますので、その授与をさせていただければと思います。

見ておわかりいただけだと思いますが、3 位が NEC の馬様、2 位が同点で重機の唐様、デンソーの王様、富士フィルムの李様、1 位が YKK の易様となっています。易様は前までお出ましいただけますでしょうか。

○ 昨年度も第 1 位は女性だったかと思います。中国女性の知性とパワーを実に感じます。易様、勉強会は有意義ですか。

○易 そうですね。前回も受講したものとして、感想を述べさせていただきました。偶然にもまた成績がよかったです、ちょっとほっとしました。勉強会はとても有意義でした。今後も続けて参加しますので、皆さんにも、この勉強会を活用してくださるよう、ここでお勧めします。

○司会 ありがとうございました。皆さん、第 1 位を取られた易様に、盛大な拍手をよろしくお願いいたします。おめでとうございます。

(拍手)

○司会 いま事務局の代わりに易様からもお伝えいただきましたが、明日も勉強会がありますので、お時間等がございましたら、申込みされていない方でも問題はありませんので、ご出席いただければと思います。

本日の配布資料の中に、昨年度の勉強会の大体のご報告は差し入れていますので、後ほどお読みください。

連絡事項の 5 です。上海市工商行政管理局向け真贋識別セミナーについてです。松島様よりお願いします。

○松島 資料 4 です。上海市 AIC からの要請に基づいて、上海 IPG メンバー企業日系事務機 6 社、HP を加えた 7 社で、4 月 22 日に真贋鑑定セミナーを行いました。内容の詳細は割合させていただきますが、今回は AIC からアンケートをとりまして、様子がどうであったかという、率直な意見をいただきました。その結果を資料に添付しておりますので、ご参考にまでにご覧ください。

今後に関しては、そのアンケート結果に基づいてフィードバックをかけ、少しでも改善していくたいと思っています。結論的には、まずまずの成果だったと思っています。以上です。

○司会 続いて報告事項の 6 の農薬 WG の活動報告です。日本曹達の荒井様、お願いします。

○荒井 資料 5 です。まず、江西省の贛州市 AIC 向けの、真贋識別セミナーと、現場の検査巡回の開催についての報告です。IPG 農薬 WG の 5 社とジェトロで、5 月 26 日に江西省の贛州市、AIC で真贋識別セミナーを行いました。その後、農薬市場にて商標侵害品の巡回視察を行い、約 3 社から 20 数体の侵害の農薬を発見しました。

これまでに、2カ月に1度、各省のAICあるいは各地のAICと真贋識別セミナー及び市場での巡回を行っていますので、侵害品の数は、かなり減少しています。また、来週は雲南省でも真贋識別セミナー、現場の巡回を行います。

続いて、配布冊子の4番です。「農薬業界における展示会を利用した模倣品抑止活動に関する調査報告書」について、簡単に、ご説明します。

まず、20頁です。2006年から3年間、農薬の展示会で、取締り、調査活動を行っています。農薬の大々的な展示会が年に1回行われます。その展示会は長い名前なので、我々は簡単に「双交会」と呼んでいます。中国政府の農業部が主催しています。歴史としては、今年が25回目で、中国の農薬関連の展示会では、最大の規模です。参加者は、中国の農薬現地企業、日系企業、欧米企業、その他外国の農薬の企業が出席します。展示会と商談が同時に行われます。取引額が約100万人民元、参加人数が10万～20万人、出展企業が500～3,000社です。

21頁にあるように、多くの農薬メーカーが参加しています。2005年以前は日系の模倣品、外資企業の模倣品の展示が、なかなか減りませんでした。

85頁をご覧ください。まず2006年から出展模倣業者に警告状を送付しました。また、2007年以降は農薬部及び主催者への啓発活動、さらに現場で模倣品を押収、没収を行いました。

次をご覧ください、2006年は廈門で約21の模倣品の出展がありましたが、2007年は若干減つて19、去年は8社になり、着実に効果は上がってきたと思っています。

模倣品数量については下の図です。パンフレット数は2006年、2007年では200冊でしたが、2008年は50冊まで減少し、かなり効果はありました。

86頁は再犯行為の抑止です、発見された模倣品の出展者には警告状を送付し、回答があったところは、2007年以降の再犯はありませんでした。

展示会におけるこのような活動は、非常に効果があったと思っています。また、2009年も山東省で行われますが、模倣品がゼロに近づくことを期待しています。

○司会 続いて、シャープの林様より電卓WGの報告をお願いします。

○林 電卓WGの活動に関して、今回参加した真贋識別セミナーについて報告します。1つは資料6、もう1つはPPTを使って説明します。

今年度は、中国当局の方に真贋鑑定の説明をするだけではなく、市場管理者、市場で実際に販売している責任者に対しても、真贋鑑定の方法を理解していただいて、模倣品を扱いにくい社会をつくっていこうと活動しています。

資料6をご確認下さい。その1つとして、義烏市場で説明を行いました。実際にこの市場では、市場の経営者の方も約30店舗の方に参加していただいて、説明を聞いていただきました。このよ

うな活動を通じて模倣品を扱いにくくすると同時に、今後調査・摘発活動も同時にやっていきたいと思っています。

もう 1 つは、今回広州のリーワン分局が主催となった「春風行動」という模倣品のイベントに参加致しました。このように大通りに会場をつくり、みんなが参加しました。当日はあいにく雨天だったのですが、かなりの方が参加していました。

実際に会場前のディスプレイにも大きく表示していただいて、宣伝活動をしました。例えば我々の活動に対しても、ジェトロの看板、シャープ、カシオ、キヤノン、シチズンの立看板も作っていただいて、宣伝していただきました。当局の代表者の方を含め大勢の方が参加しました。イベントはセレモニー的な面もございますが、リーワン分局方は食事のときにも会談等をしていただき、積極的に業界の動きをお話しを聞いて頂きました。

昼からは、実際に真贋鑑定の方法を説明しました。このときも、リーワン分局の工商局の方だけではなく、市場の管理者の方にも参加していただきました。イベントが終わったあとも、WG の活動内容をさらにお話するということで、別途会合を開きました。今回のような活動を通じて、今後も模倣品の撲滅を目指してやっていきたいと思います。

○司会 続いて、報告事項の 8 です。前回の IPG の枠で行われた知財保護促進シンポジウム及び貢献部門感謝式について、今村様からお願ひします。

○今村 資料 7 で説明します。5 月 21 日に上海の浦東の国際会議中心で、昼の第一部、第二部と分かれて、シンポジウムと当局への表彰・感謝式を行いました。昼の部は大変多くの参加者があり、中国政府から 35 名、日本政府からも 4 名、合計 148 名と盛況でした。講演も非常に多岐にわたるそれぞれの部門のご紹介などもあり、充実したものでした。

引き続きこのシンポジウム終了後、知的財産権保護貢献部門感謝式が行われました。資料 7-2 と、前に当日の写真があります。昼の部からは少し減りましたが、それでも 130 名ほどの参加者がありまして、貢献部門の選定された 10 部門のうち 9 部門の出席を得て開催されました。それぞれ複数の表彰者が各部門から出席し、非常に盛り上がり、和気藹々と進行できました。

その後も、慶州市の AIC から御礼状が来たり、義烏市の AIC からも、ある案件を速やかに刑事訴訟してくれるなど、具体的にすぐに効果があったところもあり、IPG、参加企業の皆様、当局との関係がよりいい方向に持つていているのではないかと思います。

表彰を受けた貢献部門の選考の経緯について、簡単にご説明します。この表彰の趣旨は、司法行政当局の知的財産権保護への取組みに深い感謝を示すとともに、そのような活動が今後中国全土に波及して、消費者保護などの知識産権制度の本来の目的に作用することを期待して、かつ中国司法行政部門と IPG との今後の交流促進につながることが期待されている。このような趣旨で

去年から行われています。

そういう中で、IPG の会員企業の皆様から、28 部門 31 件の推薦がありました。選考は IPG の幹事団と、ジェトロの事務局のメンバーです。1 件ずつを事務局の方から細かく説明を受け、質疑を繰り返し、時間をかけて精査し、その結果慶州市工商行政管理局慶州分局をはじめとする 10 部門に決定して、当日を迎えたわけです。来年も、今年の反省を踏まえながら開催できるようにしたいと思っておりますので、皆様のご協力、ご支援をよろしくお願ひします。

○司会 続いて、YKK の石川様から、水際 WG の活動報告をお願いします。

○石川 YKK の石川です。2009 年 6 月に新疆ウイグル自治区のウルムチ税関との意見交換会、カシュガル税関、塔城税関においてセミナーを開催しました。資料 8-1 をご覧ください。これはカシュガル税関と塔城税関の報告となっております。開催日時が 6 月 23 日になっていますが、6 月 24 日に開催いたしました。

こちらはカシュガル税関と塔城税関のセミナーですが、いままではあまりありませんでしたが、公安の方にも参加いただき、企業側からも 15 社、14 社がそれぞれ参加して、セミナーを行いました。ウルムチの特にカシュガル税関、塔城税関は、日系企業との交流機会が少ないということもあり、真剣に聞いていただけたと思っております。また、塔城税関セミナー終了後には、カザフスタンとの国境も近いということで、国境の視察を行いました。

続きまして資料 8-2 です。こちらはウルムチ税関との意見交換会となっております。2009 年 6 月 23 日に開催いたしました。ウルムチは上海からかなり距離があり、飛行機で 5 時間ほどかかります。場所としてはかなり遠いです。新疆ウイグル自治区にはウルムチ税関しかなく、管轄地域は中国最大の広さとなっております。中国から中央アジアに出ていく真正品、模倣品の輸出ルートになっており、ウルムチ税関を各企業とも重要視しており、税関との意見交換会を行いました。今年 7 月から、知的財産権保護担当の専任者が赴任する予定とのことですので、今後さらなるウルムチ税関での知的財産保護活動が発展していくのではないかと考えております。以上です。

○司会 続いて、グループ長の久永様より、報告事項 10、報告事項 11 の IPG グループ長会議及び IIPPF 連携について、ご報告をお願いします。

○久永 資料 9 で IPG グループ長会議の開催報告をします。ご存じのように、この IPG グループ長会議は、北京、上海、広州の 3 局の IPG 間で情報交換して、3 局 IPG の連携を強化するものです。時間の関係から個別には読み上げませんが、各 IPG の活動については、1 から 7 までについて、議事が行われました。

北京の IPG では、専ら專利法、意匠法などの改定、それから啓蒙活動に注力、上海 IPG、広州 IPG では、それぞれの WG のさまざまな活動が、2009 年度の事業進捗状況報告の対象になっていま

す。

続いて 7 の IIPPF との連携について、資料 10、資料 11 で説明します。この IIPPF との連携については、資料 10 の上のように、全体の模式図が書いてあります。IIPPF は国際知的財産権保護フォーラムの略称です。この IIPPF と現地の 3 局の IPG が互いに連携して、現在抱えている課題を抽出し、その中から中国当局に働き掛けをやるべきものを選んで、今後活動していこうというものです。

この IIPPF では、第 1 プロジェクトが特に中国関連の問題を扱っています。資料 11 にあります が、現在 IIPPF から、2 つのテーマが提案されています。1 つは罰金の増額で、これは従来の罰金に、押収したものの保管費用、廃却費用を加算して、取締対象者に科したらどうかという案です。もう 1 点は、模倣品の首謀者のみならず、それに関与する人間に対しても、制裁を科していこう ということで、連座制の責任、連帶責任を導入してはどうかということです。この 2 つが IIPPF 側から提案されています。

このようなことで活動内容の検討が行われ、7 月末までに 3 局で IIPPF の提案、それから IPG としても提案内容を検討して相互に調整をしていきます。その後、実際に選ばれたテーマを実行していくことになっています。進捗については、隨時ご報告します。以上です。

○司会 続いて、岩間様より報告事項 12 の「江蘇省 TSB ブランド保護連携フォーラム」2008 年度実施事業について、ご報告をお願いします。

○岩間 資料 12 です。資料 12 の添付 1、添付 2、添付 3、添付 4 までが関連資料です。まず資料 12 に基づいてご説明します。

2009 年度の活動計画の達成目標に関しては、昨年のものを継続していきます。1 から 3 の目標を踏襲します。2 の実施項目ですが、フォーラムの全体会合は 11 月の IPG 会合に合わせる方向で検討しています。

(1) の知的財産権保護の意義形成。①代理店等からの情報に基づく摘発活動（新規模倣業者向け）ですが、これに関しては、資料 12 の添付 1 です。この案内を後日事務局からメールで送付する予定ですので、内容をご確認いただきました上、積極的にご参加くださいますようお願いをします。

②被摘発者、被摘発業者リスト、ブラックリストの活用です。このブラックリストの活用については、資料 12 の添付 2 です。このフォーマットで情報提供を募る予定です。後日、これも事務局からメールで送付されますので、その送付のときに活用イメージなども説明される予定です。

③安全性関連ビデオの作成、活用です。これは従来からの引き続きの活動になります。

④3 月 15 日、消費者啓蒙活動への参加です。これはまだ最終的には確定ではありませんが、継

続する方向で検討中です。⑤江蘇省 TSB 向け情報提供です。これも昨年からの継続です。

(2)活動への理解促進の①知的財産権関連イベントの開催です。これは新規で、これについては現在 TSB 側の要望も踏まえて、諸外国の専門家を招いて、TSB 向けに捜査手法などのトレーニングを行うことを幹事会で現在検討していますが、まだ確定するには至っていません。今後、引き続き幹事会で検討していきたいと思っています。また、日程的には全体会合の中での実施を考えています。

②国家質量監督検査検疫総局や技術監督局への活動紹介です。これについては、昨年同様、IIPPF ミッションなどの機会を捉えて、総局に活動をインプットしていきたいと思います。③日本での活動周知化です。これもまだ具体的なアイディアはありませんが、このようなことも視野に入れて、機会を窺っていきたいと思っています。

(3)活動の地域拡大の①上海市、浙江省質量技術監督局との連携です。これについては、浙江省はフォーラムの拡大に前向きですが、上海市はさほど乗り気ではないという態度をいま示しているので、拡大に向けた調整にはもう少し時間がかかりそうな状況です。

②江蘇省質量技術監督局を通じた他省へのアプローチですが、これは昨年は江蘇省 TSB から広東省、山東省の TSB を紹介してもらいました、当地での活動を実施しました。同じように、今年も TSB の連携を用いて、IPG 活動を拡大していこうかと考えております。

最後に、資料 12 の添付 4 です。これは前回の IPG 会合でのアンケートで、皆様からいただいたご意見です。活動計画の作成に当たっては、皆様方のこういったご意見、ご要望を踏まえながら、計画を検討していますし、今後とも皆様方の声を反映しながら活動計画を作成していきたいと思いますので、さまざまなケースにおいてアンケートへの回答をお願いすると思いますが、より多くの皆様方からご意見をいただけますよう、お願い申し上げます。以上です。

○司会 各個別の事業については、別途事務局からメールベースでご案内を差し上げる予定ですので、ご協力をお願いします。

続いて、福永様より、立法・研究 WG についてお願いします。

○福永 JUKI 中国の福永です。立法・研究 WG の応募状況についてご説明いたします。お手元の資料 13 をご覧ください。当 WG については、前回第 40 回 IPG 総会にて、設置趣旨などのご説明の案内をさせていただいています。当日は、知的財産権保護促進シンポジウムと重なったため、資料配布のみとなりましたが、あとでご覧いただければと思います。

こちらの表にあるとおり、テーマについては、特許関連、営業秘密関連、IIPPF 連携関連、法改正・パブコメ関連など、IPG 会員アンケートの結果などを踏まえて、11 のテーマを挙げています。これについて皆様に参加を募りましたところ、9 つの企業、2 つの代理人事務所様からご応募

いただいている。内訳はお手元の表にあるとおりです。

こちらの WG について、明日第 1 回目の準備会合を行いますが、まだご応募いただけますので、ご興味ある方で積極的にご参加いただける方は、明日以降も事務局にご連絡いただければと思います。以上です。

○司会 続いて、幹事の山田様より、2008 年及び 2009 年度の展示会調査について、ご報告をお願いします。

○山田 シヤチハタの山田です。資料 14、資料 15 になります。まず 2008 年度の実績です。お時間のあるときに資料 14 をよくご覧いただければと思うのですが、簡略に申し上げますと、電子部品、家庭用品、電池、化粧品、自動車及び 2 輪、自動社関連、衣類、農薬、事務機器、文具という業界にわたっての 10 の展示会で、その場での調査・摘発が行われ、実績として、10 の展示会で、200 を超える真贋出展企業の摘発・調査の実績が上がりました。

手前どもも、下の 10 のペーパーワールドチャイナで、昨年 11 月の文具に参加していますが、実際に参加してみて、その場で調査と摘発が同時に見えるというところで、ある程度のいい効果が出るのではないかと実感しています。

資料 15 は今年についてです。ジェトロの北京センターから、皆様にすでに発信されていると思うのですが、今年の参加についても、皆様のほうでご検討いただいて、参加を決めていただければと思います。

1 つ注意点がございます。ご参加をしていただきたいのですが、先着順で 10 業界を超えると、いろいろな都合で締切りとなる可能性もありますので、なるべくお早めにお申込みくださいと 思います。以上です。

○司会 山田様にはお伝えしていなかったのですが、昨日の夜の時点で 10 業界が集まってしまいました。まだ 1、2 業界ぐらいまでは対応できるかもしれませんので、是非という方はお申込みをいただければと思います。

報告事項の最後になります。今後のセミナーの予定ですが、直近で 8 月 6 日の安徽の TSB 向けセミナーを予定しています。こちらはいま 11 社程度お申込みをいただいているところです。

最後に 2 点。1 点はお詫びとなります。先ほどコニカミノルタの松島様の発表の際に、トナー製品流通実態調査報告書をお配りしていますと申し上げましたが、事務局のミスで偶数頁のみのコピーを配布してしまいました。完全版は次の IPG の際にお配りします。大変申し訳ございませんでした。

私ども上海センター知識産権部に新しいスタッフが加入しました。簡単に自己紹介をさせていただきます。今後よろしくお願いします。

○王 先週の月曜日からジェトロ上海に新しく配属された王婷婷と申します。北京出身で28歳です。今年の4月まで日本で違う仕事をやっていましたが、仕事上においても、今までの人生においても、大した経験はございません。特に知的財産においては、全く専門知識を持っていない素人です。でも、熱意とやる気だけはあります。これから中国で活躍されている皆様の支援側としても、この国の知的財産の将来に責任を感じている1人の中国人としても、やることがたくさんあると痛感しております。1日も早く皆様のお力になるよう頑張っていきますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

○司会 是非ともご指導のほどよろしくお願ひします。以上で報告事項は終わりとさせていただきます。時間が押していますので質問等は控えさせていただきます。幹事その他グループ長の皆様、ご着席いただけますでしょうか。

## 第2部 講演会

○司会 続いて講演会に移ります。本日は講演を2本予定しています。1つ目は上海里格法律事務所、弁護士の安先生より、「模倣品の再犯・巧妙化対策について」をテーマご講演いただきます。里格法律事務所には、2007年、2008年とジェトロの模倣品の巧妙化や再犯等対策関係の調査をお願いした経緯がございます。今回はその中のソースのみとなります。事例それから対策の内容についてご紹介いただければと思っております。安先生、よろしくお願ひいたします。

### 講演（1）

#### 模倣品の再犯・巧妙化対策について

里格法律事務所 弁護士 安 翠青氏

○安 皆様こんにちは。模倣品の再犯と巧妙化対策について紹介させていただきます。まずは紹介させていただきますが、今回調査のグループのリーダーの弁護士のチョウです。彼は日本語はできないので、私がグループの一員としてお話をさせていただきます。簡単に、「what」「why」「how」で今日の資料をまとめました。それから、まずは「what」について、再犯についての定義を書いてみました。皆様はこの辺を非常によく知っていますので、簡略にさせていただきます。

各タイプにおいて、再犯事件の種類、例えば地域に跨った再犯とかで割合を出してみました。最後の紫色になっている部分ですが、全く同一の手口による侵害が大半を占めています。それは何を意味しているかと言うと、まず再犯をしても、だからと言って何もないのです。全く同じ手口でも、重い処罰を受けていないのがわかります。

次に地域別で示してみました。広東省……

## (テープ交換)

……見てみましょう。

事例 1。まず侵害を、模倣品を製造して 2 回も処罰を受けたのに、何かまだ模倣品が出回っていると。よく調査会社によって調査しましたら、夜作って、朝一出荷するような形になりました。このような状況があります。

事例 2。1 回目は 06 年の 5 月に数千個、店舗で販売されていると。2 回目は、また 1 カ月後に数千個販売されて、2 回とも処罰をしました。3 回目となると、9 月になって、1 つのお店につき 300 個しか置いてないのですね。それはもう警告だけになってしまいます、罰金がなくなりました。これは再犯の状況です。

事例 3。一度摘発されると場所を変えて再犯。上海で模倣品を販売して、罰金 2 万元を科したのですね。それから行方不明になったら、2 回目は広州でやはり OEM をして、同じ犯罪者というか、同じその業者が模倣品をまた販売している。OEM をしてということがまた発覚しました。先ほどの事例とここの処罰、3 回目の処罰と最後の広州の処罰は、前の処罰を受けた状況で影響を受けたかというと、結果的には影響を受けていません。その 3 回目とか 2 回目の実情に基づいて処罰を受けただけです。

では分析してみますと、実際 2 回目の処罰を加重していいかという法律を調べてみたら、やはりあります。2008 年の 2 月 27 日に国家工商局から、2 年以内に同様の行為、または類似行為によってまた処罰を受けた場合は加重していいと、明確にそのような規定が出されています。また、各地方によってもこのような規定はあります。例えば、杭州市では、製品品質法違反の行為に関する処罰規定、商標権侵害行為に関する処罰規定でも、それぞれ、もし 2 回目で同じ行為、類似行為をしたら 20% 罰金を増していいと、明確に書いています。ですので、再犯は法律上は加重をしてオーケーになっているはずです。

次に問題点になっているのは、各会社からいろいろ調査とか聴き取りをしているうちに、1 回目、2 回目摘発しても、実際どのように処罰したかの報告を受けていないのが少なくないのです。なぜかというと、調査会社経由で摘発している状況もありますし、または書面ではなくて、口頭によるその政府部門からの通知しか受けてないという状況です。

では、摘発したものがちゃんと報告を受ける権利があるかどうか、調べてみました。それは実質にあります。もちろん行政処罰法に明確には書いてないですけれども、各部門ごとでいろいろな規定が出されているのです。例えば、07 年 9 月に国家工商局から行政処罰手順規定においては、ちゃんと処罰を下したら、摘発者に通知しないといけないと明確に規定しています。ですので、皆様はちゃんとそのような情報を取り寄せる権利はあるということを是非知っていた

だきたいのです。もちろんなぜ書面で出さないかというと、行政処罰法に、例えば、摘発者が被害者である場合は、行政処罰を下した 3 カ月以内にそれを不満だとか思ったら、行政訴訟を起こしていいということです。ですので、政府部門の人としては、自分が訴えられた、または処罰を下した場合も、相手が不満の場合も行政訴訟を起こしていいので、あまり訴えられたりするのは面倒くさいので、あちこちに書面として残したくないのもわかります。ですので、皆様ちゃんと今まで何回処罰を受けたかを確認して、積極的に追っていく権利もあるということを知りたいだけです。

次に、再犯をして、刑事罰を受けられるかどうかについて法律の調査をしました。それはちゃんと刑事罰を受けていいと、明確な規定はあります。例えば、04 年に最高人民検察院、最高人民法院から共同でそのような規定を出しているのです。数字だけじゃなく情状が重い場合は、ちゃんと刑事罰にすることはできると。ただし、刑事罰にする場合にすごく微妙なところがあります。この 04 年の最高人民検察院、最高人民法院の共同規定と、以前最高人民検察院と公安部が出した別の規定とはちょっと矛盾があります。今まで最高人民法院が新しい司法解釈を出すまでは、すべての行政処罰を何回か受け、また再犯したら、前の違反の金額などを累計して刑事罰として見ていいということでした。1 回目は例えば何万元、2 回目は何万元、3 回目は何万元、全部合計してそれを刑事罰にする根拠に使ってよかったですけれども、最高人民法院が 04 年に出したルールでは、前が刑事罰でしたら、もう既に 1 回処罰しています。ですから最後の再犯の金額だけを見て、情状だけを見て、刑事罰にすべきか、すべきではないかを判断するというようなニュアンスで司法解釈が出されました。

それから、そのときの最高人民法院の副院長のソウ先生が、記者会見を行いました。その記者会見でも、口頭で明確にその話をしました。皆様に何を言いたいかというと、ここに座っているチョウ弁護士からの提案です。まずこの会社は非常に再犯を、いろいろな侵害行為を繰り返していると。その場合、刑事罰にどうしても持っていく場合は、1 回目、2 回目は行政処罰にさせないです。まず、調べる。結論は認める。でも、処罰はさせない。待って、待って、最後に金額を足して、刑事罰に持っていくことです。

これはちょっと理論的に過ぎまして、いまからはちょっと参考になるかもしれないのですけれども、1 回で金額がかなり大きい場合は、頑として頑張って刑事罰に持っていくことを決心しないといけないです。今回そこで行政処罰で処理してしまえば、次にまた巧妙化とか、南からどんどん方法とかを伝えてきているようで、どんどん分散化とか分業化していくということを参考にしてください。以上、再犯に関するご報告です。

次に、分業化に関する巧妙化です。分業の事例を申し上げます。ここで話している事例は、ま

ず組立工場で集中的に組み立たいますが、つくる所と印刷する所、別々なのです。この件においては、最終的には輸出するんですけども、製造工場のほうも権利侵害だと認められたのです。同時に、似たような案件があります。

ここでは組立工場で、ここはもう 1 社、コンピュータの部品を製造する会社もあります。工場を、商標と一緒に。コンピュータの本体をつくる所はいろんな権利侵害となるコンピュータがつくられているのですけれども、その場合は、その部品を製造する工場は権利侵害だと認められなかつたのです。よろしいですか。ですので、分業化がどんどん進んでいる中で、その商標がついてない商品をつくっている所は、権利侵害と認められる場合もあれば、認められない場合もあります。これについては、こことここが共犯であるというふうに持っていきたいと思っているんですけども、なかなかハードルが高くて難しいという状況です。

まず共犯、共同犯罪という認定をするには、皆様既にご存じのように、一緒に考えて、一緒に実施して、一緒に利益配当していることを証明していけばいいということですね。それを証明するには、やはり証拠は調査会社と一緒に考えていかないといけないのですけれども、ちょっと難しいですね。例えば、身分証明書を調べたり、これは夫婦であるとか。または、会社の人たちの間にパートナーシップの協議書を結んでいるとか、そのようにいろんな手口を使って証拠を取り寄せないといけないのが、そこで調べる方法だと思います。調べて証明ができた場合は、大体その処罰においては、法律はこのように規定しているのです。1 つのことですけれども、それぞれ責任を負ってそれぞれ処罰をすることです。一事各罰というふうに、中国語で書いているのです。「一」と「事」「各」「罰」、それぞれ処罰をするというようになっています。なかなか連帯責任にまで持っていくのは難しい状況です。それが 1 点です。

もう 1 点、またその一事各罰においては、主犯がどこかというのは各地方でそれぞれルールが出されています。例えば北京、上海とか辺りは似ているのですけれども、広州はちょっと違うとか。このように主犯がどこかと。主犯ですと、もっと重く処罰できるというような状況があります。これが共犯と分業化に関する話です。

もう 1 つ、事例で申し上げますと、少量化になっているのですね。この事例は結構明るいことなので、眠い皆様には良い話ですね。通報してから少量の模倣品しか見つからなかった。しかし、政府部門と十分なコミュニケーションをした結果、彼らはもっといろいろと書類まで調べてくれました。運送状はついている。そこに疑わしい運送先が書いてあると。いろいろ話を聞いて、脅かしたりした結果、倉庫の所有者が事実を吐きました。要は、その運送業者が誰かということを報告して、運送業者がまた自分でも自状して、最終的に別の倉庫にあるいろいろな化粧品が発見されました。

何を言いたいかというと、どんどん少量化、分散化されています。常に努力をして、何か少しでもヒントがあつたら追っていきましょう。

事例 3、機能的に表示をするのですね。use for、または何々に適用するという表示に関する案件です。2つの案件で、結果は違うのですね。1つは、例えばの話、カートリッジに「use for ○○○」というふうに書いてあります。この○○○は、権利者の商標である。権利者は、工商局に通報したら、権利侵害だと認定した。

もう 1 つはバッテリーですね。そこに「××携帯電話に適用」と表示した電池が発見されて、××は権利者の商標であると。工商局に通報したら、権利侵害と認めなかつたのです。同じ物なのですけれども、なぜ違うかと。それで分析してみました。まず、地域が違います。ここは広州であつて、こちらは上海でありました、例えばの話です。まず地域がそれぞれ違います。もう 1 つ、目立つかどうかですね、権利者の商標が目立つたかどうか。これは、○○○は、use for より明らかに大きくなっています。「××に適用」は同じ大きさでした。これは 2 点目ですね。

3 点目は、このカートリッジの包装自体、この権利者の商標を除いて、すべて全体的に、その包装とか色とかは権利侵害をした権利者のものと非常に似ていました。そこは、その電池については別に、本物とはあまり似ていません。見た目で、あつ、模造品だ、模倣品だというのは感じなかつたのです。最後に、この「use for ○○○」のこの製品には製造者、自分の商標を付けてなかつたのです。こつちには、自分の商標をちゃんと書いてありました。ですので、ここは権利侵害だと認定した、ここは認定しなかつたという経緯がありました。

そこで何を申し上げたいかというと、実質上管轄地域が違うとその認定もかなり違つてきます。それが 1 点目。あとは、このような状況ですと、use for とか、機能的・効能的表示の場合には総合的に判断される状況が多いのです。かつ、その政府部門の取締の担当者の主観的、個人的判断の色が強いのです。例えば、まず大きさからして、大きく書いていれば必ず違反するかというと、そうでもないのですね。ある案件では、「何々 for ボルボ」という車の部品なのですけれども、それは早速税関に押さえられました。そこでは大きさは同じですね、別に大きくなのです。小さく、「何々 for ボルボ」というような書き方。それでもその案件では、製造者が自分の会社名とか、商標とかを付けてなかつたのです。それも一因ではないかと思います。

また、例えばの話、TCL が展示とか広告・宣伝をするときに、あんまり有名ではない商品の商標を使つてしましました。その場合はどうなるかというのもまた判断されるのです。ではもっとわかりやすく、ペプシコーラがブルー、青くなつていていた時期がありますよね。これはブルーストームというキャッチコピーを使って、どんどん売つていました。そのとき福建省のビール会社に訴えられたのです。浙江省のビール会社は、ブルーストーム、ランスオホンパオというブランド

のビールを持っているのです。それからペプシコーラはその宣伝を停止しました。中止になって、かつ、300 万元の賠償金を払いました。ですので、その場合はたぶんペプシコーラがブルーストームと大きく書いてしまったとか、または一緒に付けてしまったとか、右左別々に書いてもとても目立ったとか、総合的に判断されてしまっています。

余談になるのですけれども、別の企業内部の本部の研修で、このようなキャッシュコピーを使うときに、必ず相手の商標であるかどうか調べないといけないという話をよくしましたが、このように機能的に表示するとか、キャッシュコピーとかの場合は、総合的に、かつ、主観的に判断されてしまいます。よろしいですか。

事例 4、商号など、その他の権利の使用は巧妙化の案件にたくさんあります。先ほども申し上げましたように、バドワイザー、百威という会社名を、香港で会社登録をしてビールをつくりました。また福建省なのですが、アメリカの百威会社の香港支店とかという、バドワイザーの名前を漢字を使ったりして販売をしている、そういうのはよくあります。

事例 5、類似商標の使用。それもよくあるのです。権利者の商標は○○○○、4 つの赤い丸で、侵害者は、後ろに◎◎を追加しただけで、この案件をやりました。よろしいですか。まず上海に、摘発して通報しました。上海は、類似と認めなかったのですね。上海の担当者はそれは◎◎だからと。次に山東省でも同じ案件、同じ模倣品を発見しましたので通報したら、山東省では類似だと認めました。最後に、山東省の結果を再度上海に持ってきたら、上海の工商局も認めたという結果です。類似商標も、非常にいろいろな法律では抽象的な書き方しか書いてないのです。担当者によって、認めるか認めないかが分かれてきています。

何を言いたいかというと、これは非常に良い方法です。山東省の結果を上海に示したら参考になるとか、または極端に言えば、上海市の工商局法律科の科長、中国語では法規処というところなのですけれども、その処長の見解だよと。例えば青浦の工商局の人に話をしたら、口頭だけでもかなり効果が出るよということですね。ですので、何か結果を持っていきたいときには、ちゃんとこちらからいろいろな情報を提供したり、アイディアを提供したほうがいいと思います。

ちょっと余談になるのですけれども、いろいろな薬品会社、例えばうちと一緒に薬品の輸入許可、新薬の認定をしたりしますよね。そのときに彼らはいつも集まって、IPG のように薬品部会で皆で交流するのです。そこで聞いた話ですけれども、非常に皆さん利口なんです。中国政府の人にお金を渡したらオーケーとかではないのです。もちろん感謝のお金とか、それはいいことかもしれないのですけれども、大事なのは相手に根拠を与えることです。相手に、こう助けてほしいという要求を出したと同時に、このようにしていただいたら法律的にも問題ないし、あなたの政治的な生命にも問題ないという、その根拠を付けてあげたら、非常に政府の人にも尊敬される

のです。ああ、この会社の人は状況をよくわかっていると。努力しているということは、とても大切です。ですので、この類似商標の案件から見ても同じように。あとは法律事務所でもよく使うのですけれども、研究会を開くことです。例えば、訴訟をしたら、裁判官の考え方と私たちの主張が合わないと。負けそうになったら、大学で教授の先生たちを集めて、研究会を開くのです。例えば、このような案件だったら、先生、あなたたちはどう思いますかと。それで先生たちが議論をして議事録が出たら、かなり裁判官にも勉強になるというか、資料として提出できることです。ですので、このようなアドバイスをするとか、そういうのはとても良いことです。

以上、それぞれ問題がありましたが、全体的にいま再犯化と巧妙化の事件において共通している問題点を整理してみましょう。1つは、法律そのものはまだ不十分だということです。1つは、法的根拠は不明確、ないに近いのです。再犯がなぜたくさん行われているかという、もう1つの考え方としては、営業免許証の取消しとか、生産の許可証、例えば化粧品とか農薬の生産の許可証の取消しがないからです。いろいろな政府部門に聞いても、工商局が発行した許可証ではないので、それは取消しができないとか。または、工商局としては、人民の生活にかかわるものだから簡単に営業免許証は取り上げられないよと。ただ、例えば華東師範大学の先生が、いま研究で課題として出しているのがあります。山西省のコークスとか、石炭とかを掘る所は、違反をしたら、一旦営業停止はさせるのですが、営業免許証の取上げ、取消しは全然見ないケースです。それは良い方法ではないかと先生たちがいま考えて、課題として、いろいろ広まっていこうとしているということですね。

それと、法的な規定が不明確なのは、もちろん皆様もよくご存じなように、先ほどの類似商標、何が類似か何が類似じやないかというのは、ちょっと曖昧な部分があるのです。あとは法律の施行体制の問題で、不透明だと。各地方が不統一、統一していない。地方によって考え方方が違うとか、あと部門と部門の間で協力しない。翻訳では「不調和」と書いてあるのですけれども。あと最後に、最も問題として見ているのは慎重すぎることです。我々から見て、裁判官が判決書を書くよりももっと確実じやないと処罰しないというのは、政府部門のやり方ですね。裁判官が毎日判決書を書いている以上に、慎重です。なぜかというと、間違った案件を処理したら追及されるという制度が、行政部門にあるからです。それはもちろん慎重すぎるという結果になる一方、それも良いことかもしれないですね。労働仲裁で仲裁委員が何をしても何も言われないより、また、お金ばかり取ってというよりは良いかもしないのですけれども。ですから、先ほどのように根拠を与えることは大切です。

最後に、ご提案として申し上げたいのは、今日のように皆様集まって、いろんな意見交換をして、それから皆さんのがいろいろな所にアピールを、意見を出しているようなことはとても良いこ

とだと。あと、いろんな調査研究とかも。司法とかなどでいろいろなルールを新しく出しているのです。また、地方の規定が最も細かいのです。研究とか調査とか積極的にやっていただきたいということですね。あと個々の案件に関しては意思の疎通を図ってほしいのです。皆様、我々から見て、もっと積極的に案件がどうなっているかとかに関わっていただきたいという部分があります。あとは積極的に対処するとか、自ら調査する。事前調査は細かいほど良い結果になっているのは、はっきり見えています。あとは柔軟に対応する。例えば、共同犯罪を持っていけなかつたら、1個1個でもいいからと。先ほどの分業化のところで、例えば組立工場だけ調べたら、連帶責任として追及してほしい、ほかの工場の調査を自分からしなくなるというのを避けたいと思います。ちょっと長くなりましたが、以上、よろしくお願ひいたします。

○司会 安先生、ありがとうございました。時間が十分ございますので、これからご質問をお受けしたいと思います。ご講演いただいた安先生、主に調査を担当してくださった張先生、お二人いらっしゃいますので、是非積極的にご質問いただければと思います。いかがでしょうか。では、松島様お願いします。

○松島 コニカミノルタの松島です。先ほどのスライドを見せていただきたいのですが、巧妙化の事例で製造工場まで摘発されたとおっしゃったのですが、具体的にどういう証拠があって製造工場まで累が及んだかというのをできる範囲でご説明いただければと思います。

○張 まず、本案件においては直接的な証拠はなかったのですが、それぞれ組立工場と印刷工場の人の口述に基づいて、結局、製造工場のほうは模倣品に使われることを知っている、またある程度の利益、ペイバックは受けている。それをきちんと調べて、両方の話があった上で製造工場の人も呼び出した。彼らは基本的に言われていたことを認めていたということです。今回の案件では、それぞれの証拠は全部強くはなかった。ですけど、まとまって話があったから1つの証拠として成立しました。

○松島 ありがとうございました。

○司会 そのほかにございますでしょうか。よろしいですか。それでは安先生と張先生にお礼の意味を込めて拍手をいただきたいと思います。ありがとうございました。

(拍手)

○司会 里格法律事務所の安先生、このあとにご講演をいただく華誠法律事務所の徐申民先生、いずれも夜の懇親会にもご出席いただく予定になっておりますので、その時間、休み時間等を使ってお話をいただければと思います。

それでは、15分程度休憩とさせていただき、その後、徐先生よりお話をいただきたいと思います。

(休憩)

○司会 弁護士の徐申民先生に「偽物冒用行為の取締に関する AIC と TSB の職責分担」ということで、2つ目のご講演をいただきます。では先生、お願ひします。

講演（2）

### 偽物冒用行為の取締に関する AIC と TSB の職責分担

華誠法律事務所 弁護士 徐 申民氏

○徐 こんにちは。徐申民です。偽物、模倣品の問題は世界的な問題となってきています。ブランドを有している企業だけではなく、一般製品を製造している企業も模倣品問題で悩んでいます。また、日本の企業だけではなく中国の企業でも同じです。北京にいる友人で、中国のお酒が好きな方がいますが、その方は安く手に入るアルコートウーというおいしいお酒が好きです。しかし、2、3年前から偽物のアルコートウーが市場に出回るようになったので、もう飲むのをやめました。

中国政府は2000年から模倣品対策を行政ルールと司法ルールの両方から講じ、模倣品摘発に関する行政機関の役割分担を明確にしようとしました。本日の私の講演テーマは「偽物冒用行為の取締に関する AIC と TSB の職責分担」ですが、模倣品の摘発をやっている中国の工商管理局と品質技術監督局、この2つの政府機関の役割分担はどうなっているのか、そして役割をどう分担すればよりよい偽物摘発の成果を得られるかはメインテーマです。具体的には、「偽造冒用行為と行政監督管理」、そして「製品標識と広告の審査及びその行政監督管理」の2つの部分に触れたいと思います。

第1部分の偽造冒用行為と行政監督管理ですが、まずは偽造冒用行為の基本的な分類を説明させていただきます。「偽造冒用」は日本語訳ですが、中国語原文では「仮冒」という言葉が使われています。偽造冒用行為には、たとえばデッドコピー、商標権侵害行為、知名商品のデザイン、知名企業の名称を無断で使用する不正競争行為、製品認証標識等を偽造冒用する行為などが含まれます。PPTにある図の中にある著作権侵害する行為や特許権侵害行為等は本日検討対象の AIC と TSB の所轄にないため、省略させていただきます。

次に偽造冒用行為に対する行政監督管理についてですが、広州某貿易会社が広州市某区 TSB を訴える行政訴訟事件、そして江蘇省某県 TSB が「越権」として訴えられる行政訴訟事件を取り上げて品質技術監督局の役割分担を説明したいと思います。

広州事件では、被告である広州市内の区品質技術監督局は申立により、原告である広州某

貿易会社が借りる倉庫に対し調査を行い、そこには某知名企業の社名が付された自動車部品及び標識等が保存されていることを発見したため、偽物製品を差し押さえました。同事件一審裁判所は、他人の製品を偽造する嫌疑がある原告に対し差押え措置を講じたT S Bの行為が合法であるとして原告の敗訴としました。これに対し、二審裁判所は、T S Bには流通領域における商品品質監督管理の職能がないとして、一审判決を破棄し、T S Bの行政処罰決定を違法としました。この事件により、T S Bが流通領域において製品品質監督管理の職権を有するかどうかの問題は議論されるようになりました。

一方、江蘇省某県T S Bが「越権」として訴えられる行政訴訟事件では、江蘇省金湖県品質技術監督局は、王某ら5名の個人経営者が経営する商店に対し製品品質検査を行ったところ、在庫の「王朝」ブランドの赤ワインが偽物の嫌疑があることを発見したため、在庫品を封印保存しました。その後、鑑定により同製品が偽物製品であることを判明したため、王某らに対し行政処罰決定を下しました。裁判所は、「『王朝』ブランド赤ワインを偽造冒用する嫌疑があるとして金湖品質技術監督局が行った摘発行為を越権行為とする王某らの主張は根拠不足なため、これを認めない」としました。

(この後機器の不調により録音不可)